

姫 監 公 表 第 4 号

令和 7 年 3 月 2 5 日

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	常 盤 真 功
同	石 見 和 之

令和 6 年度 監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定により標記監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 市民局定期監査結果報告書
- 2 観光経済局定期監査並びに関係指定管理者監査及び関係補助金等交付団体監査結果報告書
- 3 観光経済局随時監査結果報告書
- 4 デジタル戦略本部定期監査結果報告書
- 5 健康福祉局定期監査並びに関係指定管理者監査及び補助金等交付団体監査結果報告書
- 6 会計課定期監査結果報告書
- 7 教育委員会事務局定期監査結果報告書
- 8 教育委員会事務局随時監査結果報告書

令和6年度 教育委員会事務局随時監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく随時監査及び行政監査

(2) 監査の対象

教育委員会事務局

生涯学習部

出先機関 埋蔵文化財センター

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和7年1月21日から同年1月22日まで

2 監査の結果

監査の結果、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

なお、令和4年度に未刊行であった埋蔵文化財発掘調査報告書については、令和6年12月に刊行され納品済であった。また、発掘調査報告書の作成にあたっては、適切な執筆期間を確保できるよう業務調整を行う等の改善がされていた。

刊行された埋蔵文化財発掘調査報告書については、早急に関係機関に提供し、広く活用を図られたい。